

特定非営利活動法人 街屋集団 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人街屋集団という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西区新町二丁目18番19号 四ツ橋三洋ハイツ505に置く。

第3条 (目的)

この法人は、まちづくりに関心を持つ多くの者に対し、親睦・交流を深める事や、それに関する情報やネットワークづくりの場所の提供、まちづくりの提案事業を行うことによって、まちづくりのあるべき姿を追求し、身近な都市文化の継承・発展、都市環境の保全に寄与することを目的とする。

第4条 (活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 情報交換事業(講演会・見学会等)
 - まちづくりコンサルティング事業(事業提案・ボランティア協力等)
- (2) 前号に該当しない事業
 - 親睦交流会事業

第2章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、正会員の1種とし、もって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2. 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

第7条（入会）

正会員の条件は特に定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条（退会）

会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

第10条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為及び公序良俗に反する行為をしたとき。

第11条（抛出金品の不返還）

会員が一旦納入した会費及びその他の抛出金品は、ただその理由如何を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

第12条 (種別)

この法人に、以下の役員を置くことができる。

- (1) 理事 3名以上とし、10名を上限とする。
- (2) 監事 1名以上とし、3名を上限とする。
2. 理事及び監事は、総会において選任する。
3. 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とし、理事の互選により定める。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第13条 (職務)

代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき。又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産・経理処理の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産・経理処理に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産・経理処理の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

第14条 (任期等)

役員任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2. 欠員の補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

第15条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第16条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）心身に障害をきたしたため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下を対象に、相当額の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した実費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項（報酬の額等）は、総会の承認を得て、代表理事が定める。

第4章 総会

第18条（種別）

この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

第19条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第20条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散
- （3）合併
- （4）事業計画及び収支予算並びにその変更
- （5）事業報告及び収支決算
- （6）役員を選任又は解任、職務及び報酬
- （7）会費の額
- （8）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- （9）事務局の組織及び運営

(1 0) その他運営に関する重要事項

第 2 1 条 (開催)

通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 . 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第 1 3 条第 3 項第 4 号の規定により招集したとき。

第 2 2 条 (招集)

総会は、代表理事が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 . 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 3 0 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 . 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の 5 日前までに正会員に対して通知しなければならない。

第 2 3 条 (議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 2 4 条 (定足数)

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第 2 5 条 (議決)

総会における議決事項は、第 2 2 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 . 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 . 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

第26条（書面表決等）

各正会員の表決権は、個人及び団体とも一表決権を有し、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

第27条（議事録）

総会の議事については、遅滞なく次に掲げる事項を記載した議事録を作成保存し、正会員から請求があれば閲覧させなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

第28条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第29条（権能）

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第30条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第13条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第31条（招集）

理事会は代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の5日前までに通知しなければならない。

第32条（議長）

理事会の議長は、代表理事が当たる。

第33条（議決）

理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第34条（書面表決等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第35条（議事録）

理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 資産、会計及び事業計画

第36条 (資産)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第37条 (資産の区分)

この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) 前号に該当しない事業

第38条 (資産の管理)

資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第39条 (経費の支弁)

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第40条 (会計の区分)

この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) 前号に該当しない事業

第41条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の承認を得なければならない。
又は、これを変更する場合も同様とする。

第42条 (予備費の設定及び使用)

前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第43条（暫定予算）

第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第44条（事業報告書及び決算）

代表理事は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

第45条（長期借入金）

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

第46条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第7章 事務局

第47条（設置）

この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(1) 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

(2) 事務局の職員は、代表理事が任免する。

第48条（書類及び帳簿の備置き）

主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を備えておかねばならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

第49条（定款の変更）

この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の賛成の議決を経なければならない。

第50条（解散）

この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の賛成の議決を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第51条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第111条第3項に掲げるもののうち、次のものに譲渡するものとし、その割合を同等とする。

- (1) (名称) 財団法人 日本ユニセフ協会
(主たる事務所の所在地) 東京都新宿区大京町3-1番10
- (2) (名称) 社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
(主たる事務所の所在地) 大阪市北区菅原町1-1番11号8階

第9章 雑則

第52条（公告）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第53条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年会費 3,000円

上記は原本と相違ありません
特定非営利活動法人 街屋集団
代表理事 土山貴弘